

JCAA

The Japan Commercial Arbitration Association

仲裁のご案内



一般社団法人 日本商事仲裁協会

目 次

一般社団法人 日本商事仲裁協会について

沿革および組織	3
主な事業	3

仲裁について

紛争を解決する方法	4
仲裁とは	4
仲裁の特徴	5
仲裁合意と仲裁手続	7
仲裁に関する法律・規則・規程	9
仲裁に関する国際条約	9
仲裁条項の例	11
仲裁費用の項目	16
仲裁費用の負担	16
JCAA規則における仲裁費用	16

一般社団法人 日本商事仲裁協会について

沿革および組織

1950年（昭和25年）日本商工会議所を中心に経済団体連合会など経済7団体が発起人になって、主に国際商事紛争の解決を図り、外国貿易を促進して、わが国の産業経済の確立に資するための機関として日本商工会議所に国際商事仲裁委員会が設置されました。その後、国際取引の発展に伴って、事業の拡大と業務の充実のため1953年（昭和28年）に同会議所から独立し、社団法人国際商事仲裁協会として発展改組されました。さらに、2003年（平成15年）1月1日からは、名称を社団法人日本商事仲裁協会に変更し、国内商事紛争の解決にも本腰を入れて取り組んでおります。また、2009年（平成21年）4月1日からは、社団法人から一般社団法人に改組いたしました。

また、1973年（昭和48年）からは、物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約（ATA条約）に基づくATAカルネの発給および保証に関する業務を日本商工会議所からの包括委託に基づいて行っております。

当協会は、約700の法人、団体および個人の会員から構成され、東京に主たる事務所を設置し、大阪、神戸、名古屋および横浜にそれぞれ事務所を置いております。

主な事業

▶ 仲裁・ADR

▶ 広報・セミナー

▶ ATAカルネ・SCCカルネ

仲裁について

紛争を解決する方法

国際ビジネス紛争に限らず、紛争の解決には、まずは、当然のことですが、当事者間の交渉といった話し合いによる解決が考えられます。このいわゆる相対交渉は、会社の担当責任者だけで行われる場合もありますが、会社の代理人弁護士が加わって行われる場合もあります。いずれの場合も、紛争の解決に要する時間と費用を考えると、この相対交渉による友好的な解決が望ましいことは言うまでもありません。しかし、現実の国際ビジネス紛争においては、両者の見解が大きく隔たっていたり、また、相手が言語や商慣習といった文化を異にするため、相対交渉が成功するとは限らず、その交渉が決裂した場合、紛争当事者にとって、当該紛争をどのように解決すればよいかが問題となります。

この国際ビジネス紛争を解決するには、第三者が介在する手続として、裁判所による訴訟以外に、**裁判外紛争解決**（Alternative Dispute Resolution (ADR)）という方法があります。これは、言葉のとおり、裁判以外の紛争解決手続を指し、これには大別して仲裁とその他のADRがあります。

仲裁とは

「仲裁」というと、「喧嘩の仲裁」を想起するかもしれません。たしかに、国語辞典を引くと、「争いの間に入って両者を仲直りさせること」といった説明がされています。しかし、法律上仲裁とは、このような意味の仲裁ではなく、当事者が、紛争の解決を第三者（これを**仲裁人**という）の判断に委ね、その判断（これを**仲裁判断**という）に従うという合意（これを**仲裁合意**という）に基づき紛争を解決する手続をいいます。

この手続は、あまり一般に知られていませんが、法（わが国では**仲裁法**がこれに当たる）によって認められた紛争解決制度です。仲裁人が行う仲裁判断には、訴訟の確定判決と同一の効力が与えられています（仲裁法45条1項）。したがって仲裁は、訴訟と同様に、紛争を終局的に解決する制度です。当事者間に仲裁合意があるにもかかわらず、一方の当事者が裁判所に提訴した場合には、他方の当事者はその仲裁合意の存在を主張すれば、わが国では訴えは却下されます。この仲裁という紛争解決方法は、訴訟と比べて、とりわけ、国際ビジネス紛争の解決方法として利点があり、訴訟と並んで、あるいは訴訟以上に広く利用されています。

仲裁の特徴

▶国際性 — 仲裁判断の国際的効力

仲裁判断の効力は、わが国において確定判決と同一の効力が認められています。しかし、その効力には、判決と同様に、原則として地理的限界があります。すなわち、判決の効力は原則として、判決を下した裁判所が所属する国である判決国の領域内に限られますが、仲裁の場合も、原則として、仲裁地国の領域内に限られます。しかし、仲裁には、外国の仲裁判断を国内で承認しこれに基づき強制執行することを許可する要件を定めた「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（通称ニューヨーク条約・9頁、10頁をご参照ください）があります。この条約によれば、外国仲裁判断は、条約の締約国で、条約の定める極く限られた要件を充足しさえすれば、強制執行が許可されます。現在140カ国以上の国が締約国となっており、外国判決に比べて、外国仲裁判断の承認・執行ははるかに容易であるといえます。

▶中立性

仲裁には、訴訟と異なり、手続、判断の中立性を確保できるという利点があります。訴訟の場合、裁判所は国家が運営している機関であるので、紛争の相手方企業が所在する国の裁判所で紛争を解決することに対しては、裁判所が相手に有利な判断を下しはしないかという不安がつきまといまいます。もちろん、現実にそのような判断が下されるとは限りませんが、米国の訴訟において陪審裁判を嫌う外国企業が多いのも事実です。また、訴訟と一口にいても、国によってその質は異なり、腐敗した裁判官が多い国もあります。

これに対し、仲裁の場合には、原則として、私人である仲裁人を当事者が自由に選ぶことができます。たとえば、日本企業と米国企業との仲裁において仲裁廷が3人で構成される場合、日本人、米国人および当事者の国籍とは異なるドイツ人を仲裁人に選任するというケースが考えられます。このようにして仲裁人を選ぶことにより、訴訟では不可能な中立性を確保することができます。

▶専門性

中立性でも述べましたように、仲裁では裁判とは異なり、当事者は、原則として、裁判官に当たる仲裁人を自由に選ぶことができます。したがって、当事者は、建設工事紛争や知的財産紛争など特殊な紛争の場合、その事案に精通した専門家を仲裁人に選任することによって、その仲裁人が紛争の重要な争点を的確かつ迅速に把握することができるため、手続に費やす当事者の時間と費用の軽減化を図ることができます。また、特定の国の法律問題が紛争の重要な争点となるような事件では、その法律に精通した専門家を仲裁人に選任することにより、迅速な審理が期待できます。

▶手続の柔軟性

仲裁は、訴訟とは異なり、当事者の合意を基礎とする紛争解決方法であるので、原則として、仲裁人の数や選任方法、手続言語、手続期間などの手続方法を自由に決めることができます。特に、国際商事仲裁においては、手続で使用する言語を当事者が自由に取り決めることができる点は大きなメリットであり、裁判所における手続と比べ、通訳や提出する書面の翻訳等に費やす時間とコストを軽減することができます。

▶非公開性

訴訟が一般に公開されるのに対して、仲裁は、その手続は非公開で行われます。わが国では、憲法82条1項が、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定し、裁判の公開を保障しています。仲裁では、当事者の合意がない限り、部外者がその手続に参加することはありません。したがって、紛争を競合先、あるいは顧客に知られずに秘密裏に解決したい場合には、仲裁が優れています。

▶迅速性

仲裁は裁判と違って上訴がなく、一審限りです。また当事者の合意により仲裁判断をすべき期間を定めることができるので、裁判に比べ紛争が解決されるまでの時間はかからないといえます。協会の仲裁では、申立ての請求金額が2千万円以下の場合に原則として適用される簡易手続による仲裁は、仲裁人が選任された日から原則として3ヵ月以内に仲裁判断を得ることができます。この簡易手続によらない仲裁の場合は、事件の難易度にもよりますが、仲裁の申立てから紛争の解決までの期間は約14ヵ月です。

上訴のある訴訟と比べて紛争解決までに要する時間は少なくて済みますが、裁判官に当たる仲裁人の報酬は当事者の負担となりますので、要する費用は訴訟と比較して必ずしも低廉とはいえません。

仲裁合意と仲裁手続

▶仲裁合意の必要性

仲裁で紛争を解決しようとする場合には、当事者による仲裁合意が必要です。この仲裁合意は、紛争発生後に当事者が行って仲裁を始めることもできますが、予め当事者間の契約書の中に「仲裁条項」として規定しておくことが賢明です。仲裁条項の規定の仕方については、「仲裁条項の例」の項でご説明します。

▶仲裁手続

仲裁は、機関仲裁（11頁参照）の場合には、当事者が仲裁機関の仲裁規則に基づき仲裁の申立てをすることによって始まります。他方、アド・ホック仲裁（11頁参照）で、たとえばUNCITRAL仲裁規則（国連の国際商取引法委員会（UNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law））が1976年にアド・ホック仲裁のために作成した仲裁規則）を合意している場合には、当事者が相手方当事者に仲裁の通知をすることにより手続は始まります。仲裁手続は機関仲裁の場合はその機関の仲裁規則、アド・ホック仲裁の場合は当事者が合意により定めた規則に従って進められますが、どちらの場合も仲裁手続は次の頁のような流れで進みます。

当協会では、各種団体や一般企業で開催されるセミナー、勉強会に伺い、仲裁、調停等のビジネス取引に関わる紛争解決手続の説明をさせて頂いております。詳しくは、お気軽に当協会までお問い合わせください。

東京事務所 仲裁部・調停部

電話：03-5280-5161

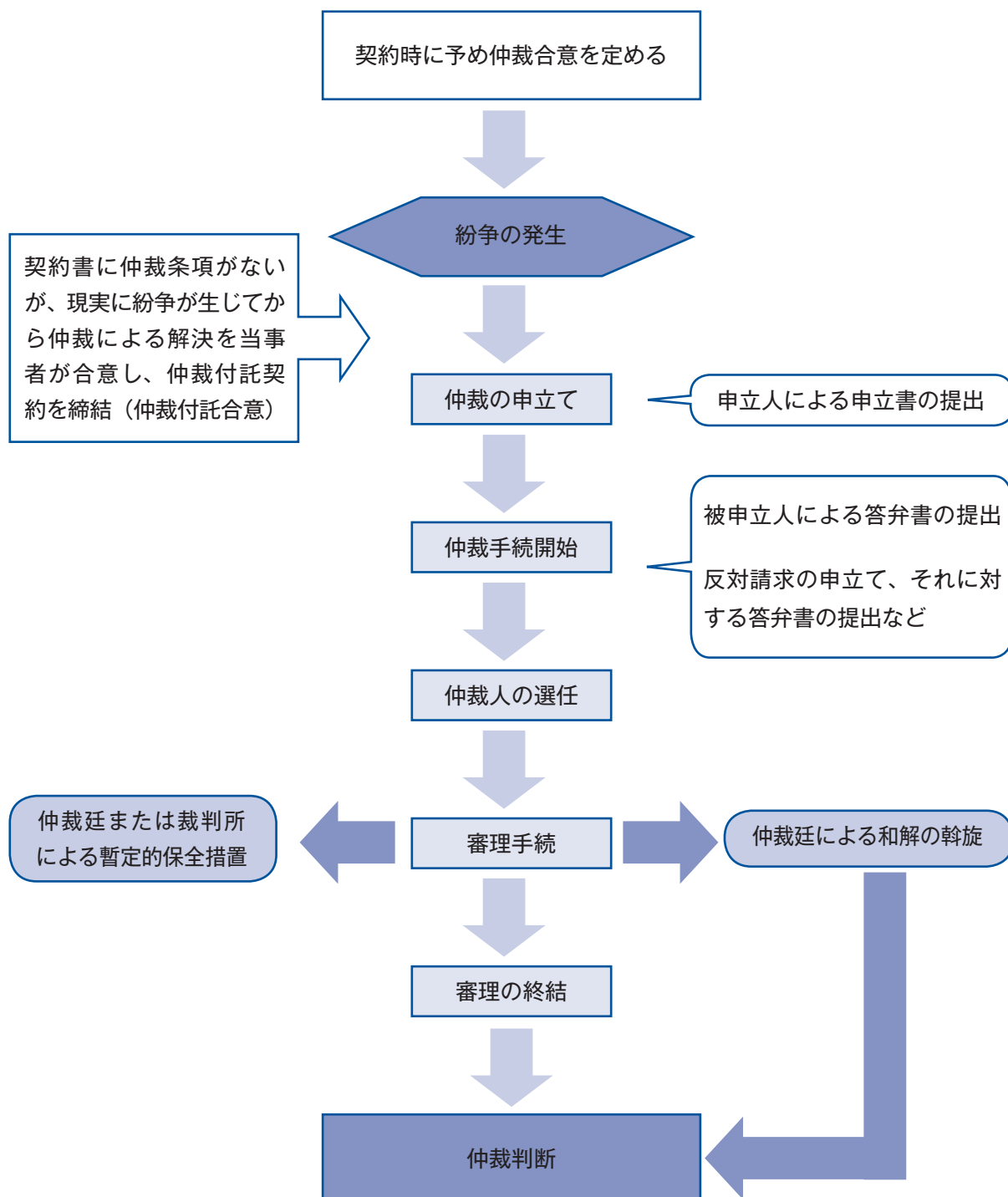
E-mail：arbitration@jcaa.or.jp

大阪事務所 調停・仲裁・業務課

電話：06-6944-6164

E-mail：osaka@jcaa.or.jp

仲裁手続の流れ



当協会の仲裁手続の場合、申立てから手続終了までの平均所要期間は約14カ月です

仲裁に関する法律・規則・規程

▶法律

わが国においては、仲裁法（平成15年法律第138号）が適用されます。この仲裁法は司法制度改革の一環として、UNCITRALが1985年に作成した国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration）を採用して作成され、平成16年3月1日から施行されています。このモデル法は、仲裁法の国際標準となっており、現在、世界60以上の国や地域で採用されています。

▶規則・規程

当協会では、仲裁手続、費用等に関して以下の規則・規程を制定しております。

商事仲裁規則（日本語、英語、中国語訳）

仲裁料金規程（日本語、英語、中国語訳）

仲裁人報償金規程（日本語、英語、中国語訳）

UNCITRAL仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則（日本語、英語）

詳しくは、当協会ホームページ<http://jcaa.or.jp/arbitration-j/kisoku/kisoku.html>をご覧ください。

仲裁に関する国際条約

条約については、仲裁に関する多国間条約として、1923年の「仲裁条項ニ関スル議定書」いわゆるジュネーブ議定書（昭和3年条約第3号）、1927年9月26日にジュネーブで署名された「外国仲裁判断の執行に関する条約」いわゆるジュネーブ条約（昭和27年条約第11号）があります。前者は、仲裁条項の効力を国際的に承認することを目的として作成された条約です。これに対して後者は、ジュネーブ議定書の定める仲裁合意に基づく外国仲裁判断の執行を目的として作成された条約です。

ジュネーブ条約は、適用範囲や執行要件に制限が多く、実務の要請に十分に應えるものではなかったことからその不備を改善するため、1958年に国連において作成された条約として、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（昭和36年条約第10号）があります。この条約は、仲裁合意の効力を承認するとともに、外国仲裁判断の承認・執行の要件を定めています。現在の締約国数は140カ国以上に上ります。ニューヨークの国連本部で作成されたことから、通称ニューヨーク条約と呼ばれています。2009年12月1日現在の締約国は10頁のとおりです。最新の情報はUNCITRALのホームページ（<http://www.uncitral.org>）でご覧になれます。

▶ ニューヨーク条約加盟国一覧

(2009年12月1日現在)

国名	発効日
アイスランド	2002年4月24日
アイルランド	1981年8月10日
アゼルバイジャン	2000年5月29日
アフガニスタン	2005年2月28日
アメリカ	1970年12月29日
アラブ首長国連邦	2006年11月19日
アルジェリア	1989年5月8日
アルゼンチン	1989年6月12日
アルバニア	2001年9月25日
アルメニア	1998年3月29日
アンチグア・バブーダ	1989年5月3日
イギリス	1975年12月23日
イスラエル	1959年6月7日
イタリア	1969年5月1日
イラン	2002年1月13日
インド	1960年10月11日
インドネシア	1982年1月5日
ヴェネズエラ	1995年5月9日
ウガンダ	1992年5月12日
ウクライナ	1961年1月8日
ウズベキスタン	1996年5月7日
ウルグアイ	1983年6月28日
エクアドル	1962年4月3日
エジプト	1959年6月7日
エストニア	1993年11月28日
エルサルバドル	1998年5月27日
オーストラリア	1975年6月24日
オーストリア	1961年7月31日
オマーン	1999年5月26日
オランダ	1964年7月23日
カザフスタン	1996年2月18日
カタール	2003年3月30日
カナダ	1986年8月10日
ガーナ	1968年7月8日
ガボン	2007年3月15日
カメルーン	1988年5月19日
韓国	1973年5月9日
カンボディア	1960年4月4日
ギニア	1991年4月23日
キプロス	1981年3月29日
キューバ	1975年3月30日
ギリシャ	1962年10月14日
キルギス	1997年3月18日
クウェート	1978年7月27日
クック諸島	2009年4月12日
グルジア	1994年8月31日
クロアチア	1991年10月8日
グアテマラ	1984年6月19日
ケニア	1989年5月11日

国名	発効日
コスタ・リカ	1988年1月24日
コートジボアール	1991年5月2日
コロンビア	1979年12月24日
サウジアラビア	1994年7月18日
ザンビア	2002年6月12日
サンマリノ	1979年8月15日
ジブチ	1977年6月27日
ジャマイカ	2002年10月8日
シリア	1959年6月7日
シンガポール	1986年11月19日
ジンバブエ	1994年12月28日
スイス	1965年8月30日
スウェーデン	1972年4月27日
スペイン	1977年8月10日
スリランカ	1962年7月8日
スロバキア	1993年1月1日
スロベニア	1991年6月25日
セネガル	1995年1月15日
セルビア・モンテネグロ	1992年4月27日
セントヴィンセント グレナディーン	2000年12月11日
タイ	1960年3月20日
タンザニア	1965年1月12日
チェコ	1993年1月1日
中央アフリカ	1963年1月13日
中国	1987年4月22日
チュニジア	1967年10月15日
チリ	1975年12月3日
デンマーク	1973年3月22日
ドイツ	1961年9月28日
ドミニカ	1989年1月26日
ドミニカ共和国	2002年7月10日
トリニダードトバゴ	1966年5月15日
トルコ	1992年9月30日
ナイジェリア	1970年6月15日
ニカラグア	2003年12月23日
ニジェール	1965年1月12日
日本	1961年9月18日
ニュージーランド	1983年4月6日
ネパール	1998年6月2日
ノルウェー	1961年6月12日
ハイチ	1984年3月4日
パキスタン	2005年10月12日
パチカン	1975年8月12日
パナマ	1985年1月8日
バハマ	2007年3月20日
バハレーン	1988年7月5日
パラグアイ	1998年1月6日
バルバドス	1993年6月14日

国名	発効日
ハンガリー	1962年6月3日
バングラデシュ	1992年8月4日
フィリピン	1967年10月4日
フィンランド	1962年4月19日
ブラジル	2002年9月5日
フランス	1959年9月24日
ブルガリア	1962年1月8日
ブルキナ・ファソ	1987年6月21日
ブルネイ	1996年10月23日
ベトナム	1995年12月11日
ベニン	1974年8月14日
ベラルーシ	1961年2月13日
ペルー	1988年10月5日
ベルギー	1975年11月16日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1992年3月6日
ボツワナ	1972年3月19日
ポーランド	1962年1月1日
ボリヴィア	1995年7月27日
ポルトガル	1995年1月16日
ホンジュラス	2001年1月1日
マケドニア	1991年9月17日
マーシャル諸島	2007年3月21日
マダガスカル	1962年10月14日
マリ	1994年12月7日
マルタ	2000年9月20日
マレーシア	1986年2月3日
南アフリカ共和国	1976年8月1日
メキシコ	1971年7月13日
モザンビーク	1998年9月9日
モナコ	1982年8月31日
モーリシャス	1996年9月17日
モリタニア	1997年4月30日
モルドバ	1998年12月17日
モロッコ	1959年6月7日
モンゴル	1995年1月22日
モンテネグロ	2006年6月3日
ヨルダン	1980年2月13日
ラオス	1998年9月15日
ラトビア	1992年7月13日
リトアニア	1995年6月12日
リベリア	2005年12月15日
ルクセンブルグ	1983年12月8日
ルーマニア	1961年12月12日
ルワンダ	2009年1月29日
レソト	1989年9月11日
レバノン	1998年11月9日
ロシア	1960年11月22日

出所：UNCITRALホームページ

(2009年12月1日現在)

締約国…144カ国

留保条件はUNCITRALホームページ
(<http://www.uncitral.org>) をご参照ください。

仲裁条項の例

▶ 仲裁合意の締結

訴訟に代えて仲裁で紛争を解決しようとする場合には、当事者による仲裁合意が必要ですが、この仲裁合意は、通常契約の一条項として規定されます。

仲裁条項を規定する場合、まず、仲裁機関を利用する仲裁（**機関仲裁**）とそれを利用しない仲裁（**アド・ホック仲裁**）の2つがあります。

▶ 機関仲裁とアド・ホック仲裁

▼ 機関仲裁

機関仲裁は、仲裁機関を利用する仲裁です。仲裁機関とは、仲裁手続を行うための独自の仲裁規則を用意し、その規則に従って仲裁手続の開始から仲裁判断までの一連の手続が支障なく効率的に行われるよう手続全体を管理・援助する役務を提供する組織で、通常、その所在する国の法律により設立されています。仲裁手続を管理・援助する役務には、仲裁人の選任・忌避手続（仲裁人の忌避とは、仲裁人と当事者との間に利害関係がある場合に、当事者が仲裁人をその職務から排除することを求めることを言います）や仲裁人の報酬額の決定などがあります。また、支障なく仲裁手続が進むように、適宜、専門の職員が当事者および仲裁人を補助しています。仲裁機関は、世界50以上の国に100くらい存在するとされており、提供する役務の内容は各機関によって異なります。

▼ アド・ホック仲裁

これに対して、アド・ホック仲裁は、当事者のニーズに応じた柔軟な手続ができる、いわばテイラー・メイドの仲裁です。機関仲裁では、仲裁機関に対し管理料金という手数料を支払う必要がありますが、アド・ホック仲裁ではそのような手数料は発生しないので、その分費用は少なくて済みます。しかし、手続の進め方について紛争が生じてから当事者間で協議して上手く取り決めることは必ずしも容易ではありません。たとえば、仲裁人の選任についても、当事者間で選任することができず、裁判所に選任を求めなければならない場合が生じます。また、仲裁人の報酬についても、当事者は仲裁人と直接協議して決めなければなりません。この協議が上手くいくとは限りません。特に、相手方当事者が手続を無視するような場合、困難を伴うことがあります。

▼ 機関仲裁とアド・ホック仲裁のいずれを選択すべきか

それでは、現実の仲裁で、機関仲裁とアド・ホック仲裁のいずれを選択するべきでしょうか。機関仲裁の場合、仲裁機関の管理料金という費用が余分に掛かりますが、手続が途中でデッドロックに陥ることはまずありません。したがって、個別のケースによって結論は変わってきますが、通常、国際ビジネス紛争の解決には、仲裁機関を利用することが無難であり、現実にもその場合が多いと思われます。

▶仲裁条項

▼当協会を仲裁機関に指定する機関仲裁による仲裁条項

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in (name of city, e.g. Tokyo) in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

【日本語訳】

この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(社)日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、(都市名、例：東京)において仲裁により最終的に解決されるものとする。

▼UNCITRAL仲裁規則を利用するアド・ホック仲裁の仲裁条項

アド・ホック仲裁の場合、前頁で説明しましたように、仲裁規則を利用しない場合、仲裁人の選任や申立書、答弁書などの書面の提出など手続に支障がないよう詳細に規定しておく必要があります。したがって、アド・ホック仲裁の場合、通常、UNCITRAL仲裁規則の標準仲裁条項を規定しておくことが無難です。

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules as at present in force.

【日本語訳】

この契約からもしくはこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは請求またはこの契約の違反、終了もしくは有効性は、現在有効なUNCITRAL仲裁規則に従って仲裁により解決されるものとする。

▼その他の仲裁条項

機関仲裁とアド・ホック仲裁のいずれの仲裁条項を規定する場合にも、仲裁地をどこにするかということがしばしば問題になります。仲裁条項だけを取り上げて、当事者の公平という観点からは、次の3つの規定が考えられます。

①被告地主義（クロス式）

手続の公平という見地から、「原告は被告の法廷地に従う」という国際裁判管轄のルールを仲裁にも適用し、以下のような仲裁の相手方（これを通常仲裁の被申立人と言います）の所在地を仲裁地とする方法です。これは一般に、被告地主義、クロス式の仲裁条項と言われます。

All disputes, controversies or differences which may arise between the parties hereto, out of or in relation to or in connection with this Agreement shall be finally settled by arbitration in Tokyo, Japan pursuant to the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association if X (foreign corporation) requests the arbitration or in (the name of the city in foreign country) pursuant to (the name of rules) of (the name of arbitral institution) if Y (Japanese corporation) requests the arbitration.

【日本語訳】

この契約からまたはこの契約に関連して当事者間で生ずることがあるすべての紛争は、X（外国法人）が仲裁を申し立てる場合は、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に基づき日本国東京において、または、Y（日本法人）が仲裁を申し立てる場合には、（仲裁機関の名称）の（仲裁規則の名称）に基づき（外国の都市名）において仲裁により最終的に解決されるものとする。

②第三国を仲裁地国とする

欧州においてよく規定されると言われる、当事者の所属国から見た第三国いわば中立国を仲裁地とする方法があります。たとえば、フランスの会社とドイツの会社がオランダのハーグを仲裁地とするといった規定です。

この仲裁地を第三国に指定する方法は、欧州では地理的事情から簡単に決めることができますが、わが国の企業が当事者の場合、たとえば米国の企業との契約でどこが第三国として適当な地であるかは、各社の個別の事情によって異なります。

③第三者に仲裁地の決定を委ねる方法 — 合同委員会方式

仲裁機関を利用する場合、仲裁機関の間で締結されている仲裁協定の中の推薦仲裁条項を利用する方法があります。ここでいう仲裁協定とは、国際法上の協定ではなく、あくまでも企業間で締結される業務協力協定と同様の私的な約束です。仲裁協定の中には、仲裁条項について何ら規定していないものがある一方、仲裁地の決定について、当事者間に合意がない場合、第三者が仲裁地を決定し、その決定された仲裁地国の仲裁機関による仲裁によって紛争を解決する旨規定しているものがあります。

たとえば、アメリカ仲裁協会（AAA）と当協会との間で1952年9月16日に締結された日米商事仲裁協定 (Japan-American Trade Arbitration Agreement) の場合の推薦仲裁条項は、次のように規定しています。

All disputes, controversies, or differences which may arise between the parties, out of or in relation to or in connection with this contract, or the breach thereof, shall be finally settled by arbitration pursuant to the Japan-American Trade Arbitration Agreement, of September 16, 1952, by which each party hereto is bound.

【日本語訳】

この契約からもしくはこの契約に関連して当事者間で生ずることがあるすべての紛争、論争もしくは意見の相違またはこの契約の違反は、1952年9月16日の日米商事仲裁協定に従い仲裁により終局的に解決されるものとし、各当事者はこれに拘束される。

この条項が仲裁条項として規定されている場合、日米商事仲裁協定の規定によれば、日本企業が仲裁を申し立てるときは、仲裁地を合意することができない旨を当協会に通知すると、仲裁地を決定するために、当協会とAAAとがそれぞれ選任した2人の委員およびその選任された2人の委員がさらに選任した第三の委員の合計3人の委員により構成されている合同委員会、通称、東京合同仲裁委員会が当該事案に適切と考える仲裁地を決定し、決定された仲裁地国が日本の場合には、仲裁は当協会の仲裁規則に従って行われます。逆に、米国が仲裁地国と決定された場合には、AAAの仲裁規則に従って仲裁が行われます。

米国企業が仲裁を申し立てるときは、AAAに対し仲裁地を合意することができない旨通知し、東京合同仲裁委員会とは別にニューヨークに設置されている合同仲裁委員会、通称、ニューヨーク合同仲裁委員会が仲裁地を決定することになります。

AAAの他に当協会は、次の機関と合同委員会方式の仲裁条項を含む仲裁協定を締結しています。協定文は当協会ホームページに掲載しております (<http://jcaa.or.jp/arbitration-j/kyoutei/kyoutei.html>)。

インド商工会議所連合会仲裁裁判所、パキスタン商工会議所連合会商事仲裁裁判所、米州商事仲裁委員会、ストックホルム商業会議所仲裁裁判所、オランダ仲裁協会、フィンランド中央商業会議所仲裁委員会、チューリッヒ商業会議所、ブリティッシュコロンビア国際商事仲裁センター

▶**仲裁付託合意**

仲裁合意には、将来において生じる紛争を仲裁により解決する合意と、現在すでに生じている紛争を仲裁により解決する合意との2つがあります。前者は12頁から14頁で紹介しましたように、契約の一条項としてあらかじめ規定されます。これに対し、後者の仲裁合意は仲裁付託合意と呼ばれています。当協会を指定した仲裁付託契約の例を以下に挙げます。

Submission to Arbitration

All disputes, controversies or differences which have arisen or may arise between (name of company) (hereinafter called e.g. "ABC") and (name of company) (hereinafter called e.g. "XYZ") out of or in relation to or in connection with (name of contract), dated (e.g. June 6, 2007) shall be finally settled by arbitration in (name of city), in accordance with the Commercial Arbitration Rules of the Japan Commercial Arbitration Association.

In addition to the agreement above, the parties may agree on the arbitral proceedings as follows:

1) Language used

The parties agree that the language to be used in the arbitral proceedings shall be (e.g. English).

2) Number of Arbitrators

The parties agree that the number of arbitrators shall be one (1) or three (3).

3) Request for Arbitration

ABC shall submit a request for arbitration to JCAA naming XYZ as the respondent and shall immediately notify XYZ of the fact thereof.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed by their duly authorized officers or representatives.

Date: _____

ABC: (signature)

(Name, Title)

XYZ: (signature)

(Name, Title)

【日本語版】

仲裁付託契約

_____ 株式会社（以下「甲」という）および _____ 株式会社（以下「乙」という）は、下記の契約から生じ、または、下記契約に関連して甲乙間に生ずるすべての紛争は、(社) 日本商事仲裁協会（以下「協会」という）の商事仲裁規則による仲裁に付託し最終的に解決するものとし、仲裁の付託に関し次のとおり契約を締結する。

記

1. _____ 年 ____ 月 ____ 日付 _____ 契約書

仲裁地

両当事者は仲裁地を日本国東京都とすることに同意する。

使用言語

両当事者は仲裁手続に使用される言語を日本語とすることに同意する。

仲裁人の数

両当事者は仲裁人の数を1（または3）人とすることに合意する。

仲裁申立て

甲は乙を被申立人として協会に仲裁を申し立てし、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

上記合意を証するため本契約書式通を作成し、各当事者それぞれ記名押印の上その巻通を保有する。

_____ 年 ____ 月 ____ 日

甲 _____ 株式会社
代表者 代表取締役 _____ 印

乙 _____ 株式会社
代表者 代表取締役 _____ 印

仲裁費用の項目

▶仲裁廷の費用

仲裁廷の費用には、仲裁人の報酬・費用、仲裁廷が選任した鑑定人・通訳の報酬・費用などが挙げられます。このうち仲裁人の費用は、仲裁人が任務を遂行する上で必要な旅費、宿泊費、通信費などです。また、たとえば、仲裁審問を設営するために、当事者ではなく、仲裁廷が会議室などを手配し、その費用を支払う場合には、これらの費用も仲裁廷の費用となります。

▶仲裁機関の費用

機関仲裁の場合、仲裁機関に対し、仲裁機関の報酬として管理料金などの名目で手数料を支払います。また、仲裁手続管理において費用が発生した場合は、その実費を支払うことが一般的です。

▶当事者の費用

当事者の費用は、当事者が仲裁手続を遂行するために要する費用です。代理人弁護士の報酬・費用のほか、当事者の主張・立証のための専門家・証人などの費用、通訳・翻訳費、交通費などがあります。

仲裁費用の負担

どのように仲裁費用が負担されるかは、当事者の合意によります。合意がない場合には、仲裁規則・仲裁法の定めにより、負担割合・負担額が決まります。

JCAA規則における仲裁費用

JCAAにおける仲裁廷の費用は、仲裁人報償金規程*によって決まります。仲裁人の報償金は、タイムチャージを基本として決定されますが、紛争金額に応じて上限があります。JCAAに納付する料金は、仲裁料金規程*に定められています。申立人は、申立料金と紛争金額に応じた管理料金を支払います。また、手続に必要な費用として通訳費、速記録の作成費などが掛かります。申立料金は申立人の負担ですが、管理料金・報償金・手続に必要な費用は、商事仲裁規則*に基づいて、仲裁廷が当事者間の負担割合を定めます。代理人の報酬・費用については、同規則第72条において、仲裁廷は仲裁手続に必要な費用として認めることができると定められています。

*規則・規程については、当協会ホームページをご覧ください。

(<http://www.jcaa.or.jp/arbitration-j/kisoku/kisoku.html>)

お問い合わせ先

◆東京事務所◆

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-17

廣瀬ビル3階

仲裁部・調停部

Tel: 03-5280-5161 Fax: 03-5280-5160

E-mail: arbitration@jcaa.or.jp

◆大阪事務所◆

〒540-0029

大阪府大阪市中央区本町橋2-8

大阪商工会議所ビル5階

調停・仲裁・業務課

Tel: 06-6944-6164 Fax: 06-6946-8865

E-mail: osaka@jcaa.or.jp

協会と仲裁については、当協会ホームページ
(<http://www.jcaa.or.jp>)も併せてご参照ください。
また、ご不明な点やご質問等ございましたら、
お気軽に当協会までお問い合わせください。